市営墓地の使用者募集

問い合わせ　環境整備課　☎(59)2154

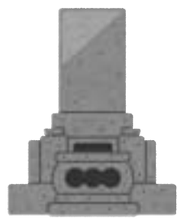

市営墓地の使用者を募集します。

希望する方は、次の事項を確認の上、使用許可申請書を提出してください。

申込期間

11月7日(月)～25日(金)（土・日曜日、祝日を除く）8時30分～17時15分

使用申請者の資格

大竹市に住所または本籍を有し、「墓地の使用許可条件」を遵守できる方

申し込みに必要なもの

①使用許可申請書

※　環境整備課・各支所に設置しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

②申込本人の住民票の写し（本籍の記載があり、発行後3カ月以内のもの）

使用許可の決定

申込期間終了後、永代使用料の納付後に使用許可を決定（使用許可証を交付）します。なお、1区画に2人以上の申し込みがあったときは抽選により決定します。

その他

○許可申請は、1世帯につき1区画に限ります。ただし、期間内に申し込みのない区画は、1世帯につき2区画以上の許可申請を認める場合があります。

○期間内に申し込みのない区画は、11月28日(月)から随時申し込みを受け付けます。

○募集区画には、現地に立札（区画番号と永代使用料を記載）を設置しています。

○墓碑の構造によっては、地下水が納骨所内に流入する場合があります。

墓地の使用許可条件

(1)墓地の使用

墓地は、焼骨の埋葬およびこれに伴う墓碑の建設目的以外には使用できません。また、墓地は他人に譲渡したり、転貸することはできません。

(2)永代使用料

納付された永代使用料は原則としてお返ししません。

ただし、許可後5年以内に墓地を返還したときは、お返しします。

(3)使用権の継承

使用権は、相続以外に移転することはできません。

ただし、やむを得ない事由によって、親族または縁故者が継承しようとするときは、継承による移転申請書に、親族などの関係を証明する書類および現使用権者の使用許可証を添付して市に提出し、許可を受けなければなりません。

(4)住所・氏名変更の届出

使用者が住所または氏名を変更したときは、住所（氏名）変更届と使用許可証を市に提出し、新たな許可証の交付を受けなければなりません。

(5)埋蔵などの届出

使用者は、墓地に焼骨を埋蔵するときは、市に届け出なければなりません。

(6)使用許可の取り消し

つぎの各号に該当するときは、使用許可を取り消す場合があります。

①墓地使用条例、規則などに違反したとき。

②許可後、2年を経過しても使用しないとき。ただし、碑標（ひひょう）などを設けたときは、この限りではありません。

③使用者の住所が不明となり、10年を経過したとき。

④墓地を他人に転貸したり、譲渡しようとしたとき。

(7)墓地の返還

墓地を返還しようとするときは、返還届と使用許可証を市に提出しなければなりません。また、返還する墓地は原形に復して、市の確認を受けなければなりません。

(8)工作物などの設置

①墓碑およびこれに類する施設の高さ　2m以内

②囲障（いしょう）の高さ　1m以内

※　立戸墓苑では、囲障の設置は認めません。

③盛土の高さ　10cm以内

(9)墓地の管理

墓地内の除草等の維持管理は、使用者自身で行ってください。

立戸墓苑（立戸2丁目）

※　■が募集区画です。（◎は返還された区画です。）

区画番号	公募区画数	面積（縁石を含む）	永代使用料（1区画あたり）
⑧ 292	1	2.5㎡	656,000円
⑩ 324、327	2	2.5㎡	643,000円
⑫ 340～374	20	2.5㎡	630,000円
⑬ 236～255	13	2.5㎡	624,000円

立戸墓苑位置図

梅ケ滝墓地（元町3丁目）

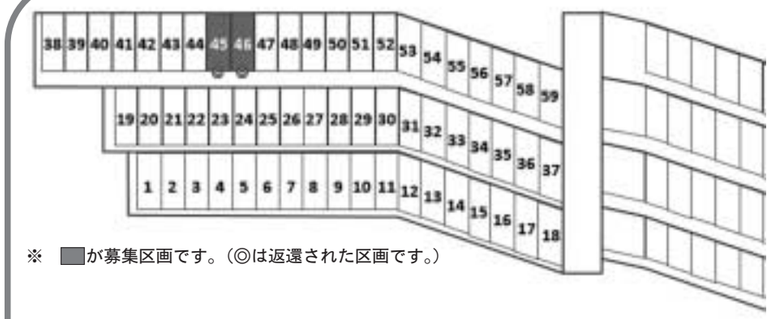

※　■が募集区画です。（◎は返還された区画です。）

区画番号	公募区画数	面積（縁石を含む）	永代使用料（1区画あたり）
45、46	2	3.0㎡	272,000円

梅ケ滝墓地位置図